

公益社団法人上越青年会議所定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会議所は、公益社団法人上越青年会議所（Junior Chamber International JOETSU）と称する。

(事務所)

第2条 本会議所は、主たる事務所を新潟県上越市に置く。

(目的)

第3条 本会議所は、青年の英知と勇気と情熱をもって明るい豊かな社会を築き上げるため次に掲げる事項をその目的とする。

(1) 社会開発の理念に基づき地域社会及び地域経済の正しい発展と地域住民の福祉向上に貢献し、またこれらの運動を通じて指導力開発を基調とし、自己陶冶及び相互理解を深め、もって社会と人間の開発に資すること。

(2) 公益社団法人日本青年会議所及び国際青年会議所の機構を通じ、また関係諸団体との提携のもとに、国家的、国際的理解及び親善を増進し、日本と世界の繁栄と平和に寄与すること。

(運営の原則)

第4条 本会議所は、特定の個人または法人、その他の団体の利益を目的としてその事業を行ってはならない。

2 本会議所は、特定の政党のために活動してはならない。

3 本会議所は、理事会が別に定める自主行動基準の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、前条に掲げる公益目的の達成と社会的信用の維持及び向上に努めるものとする。

(公益目的事業)

第5条 本会議所は、その目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 社会開発計画の作成及び推進並びに青少年の育成指導に関する事業
- (2) 指導力開発のための指導者訓練及び研修の実施
- (3) 政治、経済、教育及び文化に関する研究及び調査のための事業
- (4) 国際的相互理解及び親善に寄与する事業
- (5) 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- (6) その他本会議所の公益目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については新潟県において行うものとする。

(その他の事業)

第6条 本会議所は、公益事業の推進に資するために必要に応じて次の事業を行う。

- (1) 公益社団法人日本青年会議所、国際青年会議所その他関係諸団体との連携
- (2) 会員相互の親睦を図るとともに、情報を共有するなど、事業を活性化するために行う定例的な会合
- (3) 新年度の運動方針、事業計画及び前年度の活動報告を行い、関係者に事業の理解と協力を求めるための意見交換会
- (4) 他の青年会議所と合同で会員相互の親睦を図るとともに、情報を共有するなど、事業を活性化させるために行う定例的な会合
- (5) 会員の指導力向上事業
- (6) その他本会議所の目的を達成するために必要な事業

公益社団法人 上越青年会議所会員資格規程

第 1 章 目 的

第 1 条 本規程は本会議所の資格及び入会希望者の取扱いに関する事項を規定したものである。

第 2 章 入 会

第 2 条 本会議所に正会員として入会を希望する者は、正会員 2 名の推薦を受け、所定の入会申込書を提出しなければならない。

2. 前項の募集期間は、その年度の理事会において決定する。

3. 第 1 項の推薦者の資格は、次の各号のとおりとする。

(1) 理事経験のある正会員

(2) 被推薦者に対して 1 カ年の義務履行の連帯保証が出来る者

第 3 条 理事長は、入会資格審査を会員の入会に関する職務を担当する委員会へ委託する。

2. 前項の委員会は、推薦者並びに入会希望者の入会資格を審査し、その結果を理事会に答申する。

3. 入会資格は、2 年以上在籍出来る者とする。

第 4 条 理事会は前条第 2 項の答申に基づき審議し、仮入会の適否を決定する。

2. 仮入会の諾否は、理事長が推薦者並びに入会希望者に書面で通知する。

第 5 条 仮入会を承認された者は、定款第 11 条に規定する入会金と同額の入会申込金及び会費の半額の納入をもって準会員となる。但し、仮入会承認後 1 ヶ月以内に納入しない場合にはこの限りではない。

2. 準会員の期間は 6 月末日までとし、その年度はオリエンテーション委員会に所属する。

3. 準会員は本会議所のあらゆる会合に参加する権利・義務を有する。但し、一切の表決権並びに被選挙権並びに選挙権を有しない。

第 6 条 オリエンテーション委員長は、準会員期間経過後、意見を付して準会員の正式入会を理事会に答申する。但し、準会員が正式入会を欲しない場合はこの限りではない。

第 7 条 理事会は前条の答申に基づき、例会の出席状況及び委員会の活動状況等を勘案して審議し、正式入会の適否を決定する。

2. 正式入会の諾否は、理事長が準会員に書面で通知する。

3. 正式入会を承認された者の入会申込金は、入会金に充当する。

4. 正式入会を承認された者は、会費の残額金の納入をもって正会員となる。但し、正式入会承認後 1 ヶ月以内に納入しない場合はこの限りではない。

第 8 条 正式入会を欲しない準会員又は理事会において正式入会を承認され

ない準会員は、直ちに退会とする。

2. 前項の場合、第5条1項の納入金の内、入会申込金は返金するが、会費の半額金は返金しない。

第9条 前7条の規定は、入会希望者が既に他の青年会議所において正会員であったか、又は過去において本会議所の正会員であった場合には原則として適用しない。この場合、理事会の決議により直ちに正会員たる資格を取得する。

2. 前項の場合、入会手続き及びその所属委員会は理事会において決定する。

第 3 章 会費の納入

第10条 定款第11条第2項に関して、年額の会費納期は以下の通りに定める。

事業年度開始前（前年度末日）（金120,000円）

但し、前・後期の分納を認め、その場合の納期及び金額は次の通りとする。

前期当該事業前年度末日 （金60,000円）

後期当該事業年度中間期 （金60,000円）

第 4 章 会員の失格

第11条 定款第14条に定める行為があった時は、会員の入退会に関する職務を担当する委員会が実情を調査して専務理事に報告する。

第12条 年会費を所定の納期までに納入しない会員に対しては、財務を担当する理事は勧告を行い専務理事に報告しなければならない。

第13条 例会に対して欠席が連続3回に及んだ会員には会員の入退会に関する職務を担当する委員会の委員長及び役員が会員に対して勧告を行い、勧告後1ヶ月以内に適切なる善処の意思表示及び行為のない場合は専務理事に報告する。

第 5 章 休 会

第14条 第11条及び第13条に関して、報告を受けた専務理事は当該会員の過去の活動状況等を勘案し理事長と相談のうえ、休会を勧告することができる。

第15条 病欠又は海外出張等により、長期間に亘る欠席を余儀なくされる時は、休会届けを提出し理事会の承認を得て休会することが出来る。但し、休会中の会費は納入しなければならない。

第 6 章 特 別 会 員

第 16 条 定款第 8 条の有資格者で特別会員を希望する者は、所定の入会申込書を提出し、所定の会費を納入したのち特別会員となる。

第 17 条 特別会員は、本会議所のあらゆる会合に参加できる。但し、一切の表決権及び被選挙権並びに選挙権を有しない。

第 7 章 名 誉 会 員

第 18 条 正会員及び本会議所の特別会員でない者で、本会議所の設立発展に功労のあったもので、理事会の推薦を受け、総会で決定されたものを名誉会員とする。

第 19 条 名誉会員は本会議所のあらゆる会合に参加できる。但し、一切の表決権及び被選挙権並びに選挙権を有しない。

第 8 章 賛 助 会 員

第 20 条 本会議所の趣旨に賛同し、その事業の発展を助成することを望む個人、法人及び団体は理事会の決定により賛助会員として入会することができる。ただし、会費を納入しないときは退会とする。

第 21 条 賛助会員の会員期間は毎年 1 月 1 日より 12 月 31 日までとする。また、当該 11 月末日までに退会の申し出のないときには自動更新とする。

第 22 条 賛助会員は、以下の資格を有する。但し、一切の表決権及び被選挙権並びに選挙権を有しない。

- (1) 総会（年 3 回）への参加（任意）
- (2) 総会（年 3 回）の配布資料への同梱（資料は、事前決裁が必要で、賛助会員にて準備し必要部数を納品頂く）
- (3) ホームページ上での紹介

第 23 条 賛助会員として理事会で承認された個人及び団体は、次の会費を入会月の末日までに納入するものとする。また、年度途中での退会に際しての会費の返却は行わない。

- (1) 個人会員……年額 1 口 12,000 円
- (2) 法人会員……年額 1 口 24,000 円

第 24 条 賛助会員を希望する者は、所定の申込書を理事会に提出する。

第 25 条 理事会の議決により、賛助会員として入会が決定された場合、これを総会に於いて報告する。

第26条 賛助会員は本会議所の事業に関して必要な場合は協力して 便宜を供与する。

第27条 賛助会員の退会は、定款第13条に準じて行う。

第28条 賛助会員の除名は、定款第14条に準じて行う。

第29条 賛助会員の会員資格は、定款第15条に準じて喪失する。

第 9 章 顧 問

第30条 顧問は、青年会議所の活動に対して適切な指導または助言を与える者で、原則として任期は1年とする。但し、再任は防げない。

細 則

第31条 本規程の施行に関する細則は理事会の決議を以て定める。

附 則

本規程は特例民法法人から公益社団法人の移行登記のあった日から効力を有する

平成24年 1月 4日に一部改定する。

「第2章入会」に対する理事会附帯決議

1. 準会員に対して、当該年度の「LOM基本資料」、「JC手帳」及び「ネームプレート」は交付するが「JCバッチ」は交付しない。
2. 第8条第2項の返金しない金銭は、会計処理上「雑収入」として処理する。
3. 準会員制度の導入は、一義的には新入会員の資質向上をはかるものであるが、又反面、我々現会員の資質が問われるものであることを充分自覚すること。
4. 準会員制度の運用にあたり、規程に不都合が生じた場合には、速やかに改正措置を講じること。

公益社団法人 上越青年会議所
役員選任の方法に関する規程

第 1 章 目 的

- 第 1 条 本規程は、本会議所定款第 27 条により、本会議所の次年度の役員（理事長、専務理事、副理事長、理事、監事）の選出の方法を定めるものである。
- 第 2 条 本規程は、本会議所定款 28 条により、役員は本会議所の正会員である事を要し総会において選任される。

第 2 章 理事長・監事の選出委員会

- 第 3 条 次年度の理事長及び監事を選出する為に理事長・監事選出委員会をおく。（以下選出委員と称する。）
- 第 4 条 選出委員会は現在の理事長及び現役理事長経験者によって組織され、委員長は現在の理事長があたる。
- 第 5 条 選出委員会は現理事による 2 名連記無記名投票によって次年度理事長候補の選考にあたる。

第 3 章 理事長・監事の選出

- 第 6 条 選出委員会は、委員全員の合意によって次年度の理事長 1 名及び次年度監事 1 名以上 3 名以下を選出する。
- 第 7 条 前条によって選出される次年度の理事長は、当該年度の 6 月 30 日現在において正会員たることを要し、監事は正会員もしくは特別会員たることを要する。但し下記に掲げるものは被選者となり得ない。
- (1) 会費の納入を遅滞しているもの
 - (2) 次年度に於て正会員の資格なきもの（理事長）
 - (3) 次年度に於いて正会員、または特別会員の資格なきもの（監事）
 - (4) 理事経験なきもの
- 第 8 条 選出委員会は第 5 条により選出された次年度の理事長、監事の氏名を遅くとも 8 月例会前の理事会に通知しなければならない。
- 第 9 条 選出委員会により選出された次年度の理事長、監事は 9 月通常総会において審議決定を受けなければならない。

第 4 章 理事及び専務理事、副理事長の指名選出

- 第 10 条 次年度の理事長は、前章により確定した後すみやかに理事及び専務理事、副理事長を指名により選出し、9 月総会前の理事会に報告する。
- 第 11 条 次年度理事長によって指名選出される理事及び専務理事、副理事長は、当該年度の 6 月 30 日現在における正会員たる事を要する。

但し、下記に掲げるものは被選者となり得ない。

- (1) 選出委員会において監事に選出せられたもの
- (2) 次年度において正会員の資格なきもの
- (3) 会費の納入が遅滞しているもの

第12条 次年度理事長によって指名選出された理事及び専務理事、副理事長は9月通常総会において審議決定を受けなければならない。

第 5 章 役員の補充選任

第13条 本規程によって選出された役員に欠損が生じその補充の必要が生じたときは、当該年度理事長が正会員の中より指名によって選出し、補充する。その指名選出は第10条に準じて行うものとする。現在の理事長は役員の補充選出が行われた以後最初の総会に於て役員の選任に関する経過の概要を説明し、総会の承認を得なければならない。

細 則

第14条 本規程の施行に関する規則は理事会の決議を以て定める。

附 則

本規程は特例民法法人から公益社団法人の移行登記のあった日から効力を有する。

公益社団法人 上越青年会議所運営規程

第 1 章 目 的

第 1 条 本規程は本会議所の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめるため、組織、運営等に関する事項を規定するものである。

第 2 章 役員の仕事（幹事も含む）

第 2 条 本会議所の役員は定款に定める事項の他、次の仕事を有する。

1. 理事長

- (1) 本会議所の代表として対外的な発言をし、全ての事業の総括責任をもつ。
- (2) 公益社団法人日本青年会議所総会、地区協議会、ブロック協議会及び理事長会議に出席し、本会議所の有する表決権の行使及び意見の発表を行う。

2. 専務理事

理事長の意を受けて、本会議所の円滑な運営のための内部的統括を行なう。

3. 副理事長

理事長・専務理事との連絡を密にして、常に意見の調整と統一をし、本会議所の円滑な運営のため、一体となって努力する。

4. 理事

- (1) 理事は、本会議所の目的達成のために、率先して様々な事業に参加し、会員の模範となるよう努める。また、理事のうち若干名を委員長と称し、委員会を統括する。
- (2) 理事のうち若干名を室長と称し、担当する各委員会を統轄して活発な活動をはかると共に、その連絡調整を図る。
- (3) 各理事の職務分掌に疑義が生じた場合は、理事会の決定にしたがう。

5. 監事

監事は本会議所の業務及び財産状況を監査し、必要ある時は理事長に報告しなければならない。

監事は他の職務を兼務することができない。

6. 幹事

組織運営を円滑にするために理事を補佐し委員会メンバーとの連絡調整にあたる。

第 3 章 出 席

第 3 条 6ヶ月毎に正会員の出席率を発表し年間実質出席率の最低限界を30%とし、理事会の議を経て退会勧告される。
但し、当該会員は理事会において弁明の機会をあたえられる。

- (1) 実質出席率とは、総会、例会、委員会の出席率をいう。
- (2) すべての会合において欠席、遅刻、早退する場合は、必ず届出ること。
- (3) 下記の会合にあらかじめ届出て出席した会員は、出席した旨を理事長宛文書で報告した場合、要出席回数及び出席回数に各1回を加えて、報告書の受理された時に出席率を算出する。但し主催者側もしくは当該委員の承認を必要とする。
 - 1) J C I 諸会議
 - 2) 全国会員大会、各地区会員大会、各ブロック大会
 - 3) 各地 J C の認承認伝達式及び記念式
 - 4) 会員会議所例会（アテンダンス出席）
 - 5) 全体事業（当年度理事会できめるもの）
 - 6) 数日間に亘って開催される会合は1回として扱う。
- (4) 病気及び海外出張または天災といった長期間に亘り出席不可能な場合は専務理事に報告し、対応を協議する。
- (5) J C 関係の公務のためにあらかじめ届出て総会、例会、委員会、および理事会に欠席した場合は出席したものとして取扱う。
- (6) 正会員はすべての会合に出席する際には J C バッチを佩用しなければならない。（但し6・7・8・9月の会合で上衣を使用しない場合はこの限りではない）
- (7) 会合の出席は規定用紙に署名又はチェックをする原則とする。

第 4 章 例会・定例理事会

- 第4条 例会は原則として毎月8日に開催する。
2. 例会の運営については遅くとも前月の理事会において承認を得なければならない。
 3. 例会は原則として上衣・ネクタイを着用とする。（但し6・7・8・9月はこの限りではない）
- 第5条 定例理事会は、原則として毎月第4木曜日に開催する。

第 5 章 事務局

- 第6条 定款第61条の規定に基づき、事務局の職務は、事務局が担当し次の通りとする。
- (1) 事務局及び財務の管理
 - (2) 総会、理事会の運営
 - (3) 会費の徴収
 - (4) 会員名簿の完備
 - (5) 褒章、表彰、慶弔に関する件
 - (6) 事業計画書、事業報告書、収支予算書、決算書等の総会議案書作成
 - (7) 定款諸規定に関すること

- (8) 基本資料、事業報告書の発行
- (9) 物品部品の保管、管理に関する事
- (10) 公益社団法人日本青年会議所及び会員会議所との情報交換
- (11) 一般渉外窓口に関する事
- (12) 各委員会事業の掌握
- (13) 各委員会の連絡調整事務
- (14) その他

第 6 章 室・委員会

第7条 委員会として、50周年特別、会員交流、オリエンテーション、防災都市推進、近未来エネルギー、郷土の誇り継承、G o G o 新幹線の7委員会を設置する。

2. 前項の各委員会において、会員交流、オリエンテーションを統轄するものとして会員開発室を設置し、防災都市推進、近未来エネルギーを統轄するものとして未来都市戦略室を設置し、郷土の誇り継承、G o G o 新幹線を統轄するものとして、J-地域おこし推進室を設置する。

第8条 各委員会の職務分掌に関しては、各委員会の事業計画が審議可決後に記載し、実行するものとする。

1. 50周年特別委員会

2. 会員交流委員会

3. オリエンテーション委員会

4. 防災都市推進委員会

5. 近未来エネルギー委員会

6. 郷土の誇り継承委員会

7. G o G o 新幹線委員会

第 7 章 役 員 会 議

第9条 役員会議は、本会議所の事業活動の連絡調整、理事会の効率的な運営並びに会員の倫理の保持昂揚に資する為、次の事項を協議する。

- (1) 理事会に附議すべき事項
- (2) 理事会より附議された事項
- (3) 本会議所の運営に関する緊急事項
- (4) 会員の倫理に関して、会員に対する処置
- (5) 議案の予算書、決算書の審議
- (6) 議案のコンプライアンス審査

第10条 役員会議は、前条に規定された事項の他は決定権を有さない。

細 則

第11条 本規程の施行に関する規則は理事会の決議を以て定める。

附 則

本規程は特例民法法人から公益社団法人の移行登記のあった日から効力を有する

平成24年1月4日に一部改定する。

公益社団法人 上越青年会議所褒賞規程

第1条 <目的>

本規程には、青年会議所運動に貢献した会員並びに委員会の名誉をた
たえて褒賞し、青年会議所運動の発展に資することを目的とする。

第2条 <褒賞の審査機関>

褒賞の審査は、褒賞審査会（以後審査会という）が行う。

審査会は、理事長、直前理事長、及び理事長が指名委嘱する委員をも
って構成し、直前理事長が審査会長の任に当たる。

第3条 <褒賞の分類及び方法>

(1) 褒賞は、最優秀賞、優秀賞、努力賞及び個人特別賞とする。

(2) 褒賞該当者には、賞品及び記念品を贈る。

第4条 <褒賞の対象期間>

褒賞の対象となる期間は、当該事業年度とする。但し、必要に応じて
前年度の関連事業も考慮される。

第5条 <審査の基準>

審査の基準は、原則として次の各号に基づき行う。

(1) 例会及び委員会出席率

(2) 各種事業への参加状況

(3) 活動の企画性と実行度

(4) 地域社会及び会員に対する影響度並びに貢献度

(5) 資料の充実度

第6条 <審査の資料>

審査会は、委員会に対して審査に必要な資料の提出を求めることがで
きる。

第7条 <賞状等の授与>

褒賞は、12月例会において審査会長が賞状及び記念品を贈って表彰
する。

附 則

本規程は特例民法法人から公益社団法人の移行登記のあった日から効力
を有する

公益社団法人 上越青年会議所庶務規程

第 1 章 目 的

第 1 条 本規程は本会議所の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめるため事務局、会計、慶弔、旅費等に関する事項を規定するものである。

第 2 章 事務局

第 2 条 事務局には事務局員を置き、事務局の統轄、管理にあたり、その統轄・管理責任は事務局長があたる。

第 3 条 総会及び理事会の議事録は事務局長が之を作成し事務局に備え付けるものとする。

第 4 条 事務局は事業年度毎に次の分類に従い文書等を整理、保存しなければならない。

- | | |
|---------------------------|-------|
| (1) 公益社団法人日本青年会議所加入申請書 | 永久保存 |
| (2) 本会議所の定款並びに諸規定 | 永久保存 |
| (3) 総会及び理事会の議事録 | 永久保存 |
| (4) 本会議所内部の文書 | 5年間保存 |
| (5) 日本青年会議所及び他青年会議所関係の文書綴 | 1年間保存 |
| (6) 本会議所会報綴 | 永久保存 |
| (7) 事務局日誌 | 3年間保存 |
| (8) 受発信簿 | 1年間保存 |
| (9) 前項に属さない文書 | 1年間保存 |

第 5 条 事務局員は備品台帳を整備し出入りを記帳し備品を完全に管理しなければならない。

第 3 章 会計・経理

第 6 条 本会議所の会計に用いる、諸帳簿は次の通りである。

- (1) 帳 簿
(総勘定元帳、現預金出納帳、会計徴収簿)
- (2) 決算書類及諸表
(貸借対照表、収支決算書、事業報告書、監査報告書、財産目録等)
- (3) 伝 票
(入金伝票、出金伝票、振替伝票)

第 7 条 金銭の出納は会計担当理事が責任管理し次の証憑を揃えて起票し期日順に整理するものとする。

- (1) 収入については発行した領収書控

- (2) 支出については受領した領収書
- (3) 領収書徴収不能のものについては受領不能理由を記載した支払証明書

第8条 出納はつとめて銀行の普通及び当座預金口座によって処理し、口座名
名義は理事長とし、理事長印を使用する。

第9条 予算の執行は担当委員長の権限とする。
執行にあたっては計画を綿密にたて冗費をはぶき効果的に運用することに努め単位事業が完了したときは速やかに計算書
証憑及び関係書類を揃え捺印の上理事長に提出しなければならない。

第10条 会計担当の理事は決算にあたって前払費用、未収金、未払金等を整理し仮払勘定は原則としてそれぞれ担当の科目に振替え、関係帳簿を照合、且つ整理し銀行預金残高照明等証拠書類をととのえなければならない。

第11条 会計諸帳簿は次の区分に従い保存する。

(1) 決算書類	永久保存
(2) その他の会計書類	5年間保存

第 4 章 会 費

第12条 正会員、特別会員は年額120,000円の会費を納入しなければならない。また、賛助会員は会員資格規定第8章第23
条に定められた口数による金額を納入する。

第13条 定款第11条に定める納期は、以下の通りとする。
事業年度開始前（前年度末日）
但し、前・後期の分納を認め、その場合の納期及び金額は次の通りとする。

前期当該事業前年度末日	(金60,000円)
後期当該事業年度中間期	(金60,000円)

第14条 正会員の会費については、公益目的事業及び管理部門のために2
分の1ずつ使用し、賛助会員の会費は公益目的事業のために使用するものとする。

第 5 章 慶 弔

第15条 正会員の慶弔に関して次の基準により慶弔金若しくは記念
品を贈ることが出来る。ただし、その金額はその年度の理事会において決定する。

- (1) 会員の結婚
- (2) 会員の死亡
- (3) 会員に長期（30日以上入院）に亘る傷病
- (4) 会員または会員の配偶者の出産
- (5) 会員の配偶者の死亡

- (6) 会員の両親及び子女の死亡
- (7) 以上の他、必要と認めるとき正副理事長会議により之を決定し、最新の理事会に報告する。
2. 会員は本条に該当する事実が発生したときは、速やかに専務理事に届け出なければならない。

第 6 章 旅 費 等

- 第 1 6 条 公務出張に対しては、目的地迄の往復交通機関利用料金相当額の旅費を支給することが出来る。但し、宿泊料及び日当等は原則として支給しない。
- 第 1 7 条 前項の規定により旅費を請求する者は、報告書又は議事録並びに請求書を事務局まで提出するものとする。

細 則

- 第 1 8 条 本規程の施行に関する細則は理事会の決議を以て定める。

附 則

本規程は特例民法法人から公益社団法人の移行登記のあった日から効力を有する

平成 2 4 年 1 月 4 日に一部改訂する。

公益社団法人 上越青年会議所基金運用規程

(社) 上越青年会議所 会館建設積立資金規程

- 第1条 上越青年会議所会館建設積立資金（以下「資金」と称す）とは、会費、入会金、寄付金その他の臨時収入の積立金をいう。
- 第2条 資金は上越青年会議所の恒久的運営の基盤となる会館建設のために設ける。
- 第3条 資金の積立額は、每期300,000円とする。
- 第4条 資金は原則として経常費に使ってはならない。
- 第5条 資金は原則として会館建設の為に使用し、その取崩しは総会の承認を必要とする。ただし、資金から生じた果実についてはこれを経常費として使用することを妨げない。

公益社団法人上越青年会議所 周年事業積立金規程

- 第1条 上越青年会議所周年事業積立金（以下「周年事業積立金」と称す）は、周年事業の際の多額な支出に備えるため、その財政基礎の確立のために設ける。
- 第2条 周年事業積立金は、毎年一定額を一般資金とは別途に積み立てるものとし、積立額は総会の承認を必要とする。
- 第3条 周年事業積立金の運用は理事会の決定によるものとし、その結果は理事長が総会に報告する。
- 第4条 周年事業積立金は原則として経常費に使ってはならない。
- 第5条 周年事業積立金は周年事業の際の公益事業実施のために使用し、その取崩しは総会の承認を必要とする。ただし、周年事業積立金から生じた果実についてはこれを経常費として使用することを妨げない。

附 則

本規程は特例民法法人から公益社団法人の移行登記のあった日から効力を有する

平成24年1月4日に一部改定する

公益社団法人 上越青年会議所
原則等の制定改廃規程

第1条 本規程は、公益社団法人上越青年会議所の定款、規程及び細則以外の本会議所の運営等を定める原則等の制定改廃に関する事項を規定するものである。

第2条 原則等の制定改廃は、理事長がこれを行い、遅滞なく理事会に報告する。

第3条 前条の報告に異議ある理事が、定款第39条第3項(2)に基づく権利を行使することを、妨げられることはない。

附 則

本規程は特例民法法人から公益社団法人の移行登記のあった日から効力を有する

公益社団法人上越青年会議所役員等の報酬規程

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第89条及び第105条並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号及び定款第34条の規定に基づき、公益社団法人上越青年会議所の理事及び監事（以下「役員等」という。）の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

第2条 役員等の報酬は、一切支給しないものとする。

附 則

本規程は特例民法法人から公益社団法人の移行登記のあった日から効力を有する

2014年度 会議運営原則

(1) 理事長諮問会議

(1) - 1 正副理事長会議

1. 構成は、理事長、専務理事、副理事長、事務局長及び財政局長とする。
この他、理事長が必要と認めた者はオブザーバーとして出席できる。
2. 会議の総括責任者は理事長とする。
3. 会議は、理事長が必要と認めた時に随時開催する事ができる。
4. 理事長の意を受けて、開催通知及び会議録の作成などの事務は、事務局長があたる。

(1) - 2 役員会

1. 構成は、理事長、直前理事長、専務理事、副理事長、室長、事務局長、財政局長とする。この他、理事長が必要だと認めた者はオブザーバーとして出席できる。
2. 会議の総括責任者は理事長とする。
3. 会議は原則として、毎月1回第2木曜日に開催する。この他、理事長が必要と認めた時に随時開催する事ができる。
4. 理事長の意を受けて開催通知は事務局があたり、会議録の作成等事務的な事は、事務局があたる。
5. 会議の円滑化を図るため、毎月役員会の開催3日前に、出席者を対象とした電子化資料の縦覧制度を採用する。また、これについては専務理事の責任の下、事務局がこれにあたる。

(2) 理事会

1. 理事会の総括責任者は理事長とする。
2. 理事会出席義務者は、理事長及び理事とする。
直前理事長、監事は出席して意見を述べる事ができる。
3. 議事録の作成は、事務局長の責任の下、事務局にて行う。
4. 理事会の司会は専務理事が行う。
5. 理事会の運営は事務局があたり、別に定める席次に従い名札を設置する。
6. 理事会欠席者に対しては、要請の場合、事務局長が責任をもって、議案書、資料等を配信もしくは郵送する。
7. 議案提出者は議案及び資料を作成し、担当副理事長は毎月役員会開催日の4日前までにEメールにて専務理事へ提出しなければならない。期日後の議案及び資料の提出や事務局の定めた仕様以外のものの提出については、一切受理しない事とする。
8. 議案提出は原則として定められた書式をもって行い、口頭ならびに電話での提出は認めない。但し緊急及び重要事項については理事長決裁とする。
9. 理事会開催通知は事務局長が行う。
10. 理事会は、原則として毎月1回第4木曜日に開催する。この他理事が必要と認めたとき、臨時理事会を開催することができる。
11. 理事は標準席次表を確認の上、定められた席につく。
12. 理事会は全メンバーとも事前の申し出があればオブザーバーとして出席できる。

13. 会議の円滑化を図るため、毎月役員会及び理事会の開催3日前に、出席者を対象とした電子化資料の縦覧制度を採用する。また、これについては専務理事の責任の下、事務局がこれにあたる。

(3) 例会

1. 例会は原則として、毎月1回8日に開催する。
2. 例会は原則として会員をもって構成する。
3. 例会の総括責任者は専務理事とする。
4. 例会内容については、理事会において審議する。
5. 例会の記録は会員交流に関する委員会が責任をもって記録し、事務局ファイルに保存すること。
6. 例会の写真は会員交流に関する委員会が責任をもって撮影し、事務局の所定の位置にファイルすること。
7. 例会場は原則として、担当委員会が責任をもって確保する。但し、設営等は会員交流に関する委員会と担当委員会が行う。
8. 例会の出欠は会員交流に関する委員会が責任をもって記録する。

(4) 委員会

1. 委員会の総括責任者は委員長とする。
2. 委員会は毎月1回以上開催する。
3. 委員会は限られた時間を有効に使うよう、また委員に出席意欲を持たせるよう、委員会運営に充分配慮すること。
4. 議事録は必ず作成し、委員長の責任において事務局に設置してある委員会活動記録に随時収めること。
5. 委員会開催通知等は事務局を通じず独自で行うこと。
6. 委員会開催については必ず事前に事務局に通知する。
7. 全ての事業については、別に定める事業計画書式に従い、事業実施予定月の3か月前に開催される役員会4日前までに担当副理事長が専務理事へ事業計画書を、審議月役員会の4日前までに専務理事へ事業計画書及び見積もり書、コンプライアンス資料を提出し、役員会内で財政審査を受ける。
8. 全ての事業については、事業報告書式に従い、事業終了2か月以内に開催される役員会の4日前までに担当副理事長が専務理事へ記録（レポート・写真データ等）と事業報告書、決算書類を提出、財政審査のチェックを受け3日前に役員会への上程を行う。

2014年度 職務分掌

直前理事長は、運営及び事業の継続性と対外関係の経過について助言を行う。
理事長は、全事業及び予算の執行を総括し、全会員の創造性を喚起し、事業全体の調和を計り、その遂行にあたっては内外を問わずその責任を持つ。

専務理事は、理事長を補佐し、理事長の意を受けて本会議所の円滑な運営のための内部的統轄を行う。

副理事長は、理事長を補佐し、本会議所の円滑な運営に努める。また、担当する室事業に責任を持ち、室長や委員長に助言を行う。

室長は、担当する室の事業企画運営を行う。

1. 室メンバーの参加度を高め事業を強力に推進する。
2. 担当する事業を総合的に調整し、委員長に助言する。
3. 事業及び委員会間の協調を計り必要に応じ、その為の会議を開催する。
4. 担当委員会の活動や委員会の活動状況や委員の活動で感じた点について担当副理事長に報告する。

事務局長は、

1. 専務理事を補佐し総務委員会を統括する。
2. 理事会並びに役員会のスケジュール及び資料の作成と調整をする。
3. 諸事業の議案上程に関して管理及び指導を行う。
4. 理事に対し各種事業への参加要請と出欠確認をする。
5. 一般渉外業務の窓口の役割を果す。

財政局長は、

1. 事務局長を補佐し財政審査を統括する。
2. 予算並び決算、コンプライアンスの支援管理を行う。
3. 本会計財務の精査及び管理をする。

監事は、

1. 全事業及び決算の監査を行う。
2. 例会、理事会での活動状況について講評する。

委員長は、

担当する事業の目的及び効果を会員に明示し、効率的な方法を創造し委員の能力と意欲を最大限発揮できるよう行動し、事業を遂行する。又、感動した委員の創造的、情熱的活動について担当室長に報告する。

副委員長は、

1. 委員長を補佐し計画した事業を委員と共に遂行する。
2. 理事会への提出案件及び資料の作成をする。
3. 理事会決定事項を委員に伝達し徹底する。

運営幹事は

1. 委員会設営業務を行う。
2. 委員会の出欠管理及び各種事業等の参加を促す。
3. 委員会活動記録作成等の事務作業及び管理をする。

会計幹事は

1. 委員会運営上の会計業務を行う。
2. 委員会事業実施に伴う会計管理を行う。
3. 委員会メンバーの事業実施に関する行動を把握し、みなし人件費の管理業務を行う。

理事会議長マニュアル

1. 議長は、議長整理権を適切に行使し、予定時間内に全議事が終了するように努めなければならない。
2. 定足数に満たないときでも定刻に開会し、直ちに暫時休憩するように努めなければならない。
3. 議案の審議にはいるときは、議長は議題を読みあげてから、提案説明を求めることが望ましい。
4. 議長は、全員に均等に発言の機会を与えるよう努めなければならない。
5. 議長は、議事進行に徹することが望ましい。
6. 議長は、発言者の発言が本題を離れて横道にそれだしたとき、直ちに注意を与えること。
7. 議長は発言時間を制限し、要旨を書面で提出させるなど、議事進行に有益な措置を講ずることが望ましい。
8. 議長は、提案説明が済んだら、先に質問のみ発言を許すことが望ましい。
9. 「質問」か「意見」かはっきりしないものについては、発言者にどちらであるか尋ね、「意見」だったら、あとで意見を発表する機会を約して、発言を中止させることが望ましい。
10. 「質問」時間中に「意見」が出てきたら「質問」の形に直すように指示することが望ましい。
 - 「質問」が出尽くしたら「意見」を聞く。
 - いろいろな意見が出て、議論がまとまらないときは、議長が誰かを指名するなりして「動議」を出させ、議事の進行を図ることが望ましい。
 - 議長は、適切な時期に討論を打ち切り採決すること。
 - 採決に際しては、議題を読み上げることが望ましい。また、案件に応じて適宜の採決法により、挙手による場合は、賛成、反対のほか、「白票」も確認することが望ましい。

事務局ルール

1. 事務局への作業依頼は、原則として全員参加の事業に限る。
この場合、必ず事務局長の許可を必要とする。
2. 事務局にて委員会会議等を開催する場合、前もって事務局長へ届け出ること。
3. 事務局に保管してある議事録等の資料の持ち出しは、原則として禁止し、やむを得ず持ち出しする際は事務局長の許可を必要とする。
4. 経費節減のため文書発送日を毎月24日とするので、発送依頼文書は毎月22日までに事務局まで提出のこと。またその際、発送文書を事務局長へ確認すること。
5. 住所、電話、勤務先、役職等、変更ある場合は、1週間以内に必ず事務局長まで連絡すること。
6. 事務費等、諸経費の支払は、毎月月末締切の翌月10日払いとする。
その際、委員会からの委員会事業報告書および支払い指示書のないものについては原則として仮払いしないものとする。
7. 委員会のEメール、ファックスによる一斉送信、枚数の多いコピーの使用等は専務理事の確認を事前に得ること。
8. 事務局の使用にあたっては戸締まり、火の元に十分注意し、後片づけ等しっかりすること。

2014年度 公益社団法人 上越青年会議所
諸規則等に基づく理事会決定事項

1. 会員資格規程第2条2項の募集期間は当該事業年度の6月30日迄とする。
2. 会員資格規定第5条及び庶務規程第13条による入会金（入会申込金）の納期及び金額は次の通りとする。

当該事業年度 7月10日 （金30,000円）

3. 庶務規程第14条第1項但書による慶弔金額等は次の通りとする。
 - (1) 会員の結婚 30,000円
 - (2) 会員の死亡 10,000円、供花
 - (3) 会員の長期(30日以上入院)に亘る傷病 5,000円
 - (4) 会員または会員の配偶者の出産記念品(2,000円相当)
 - (5) 会員の配偶者の死亡 10,000円、供花
 - (6) 会員の両親及び子女の死亡 5,000円、供花

2014年度 公益社団法人 上越青年会議所
委員会会計原則

1. 委員長は、委員会スタッフの中に幹事を選任する。
2. 会計幹事は、委員会運営費口座、事業費口座を管理する。
3. 本会計からの委員会予算は、全額委員会の口座へ振り込む。ただし、本会計の会費の収入状況と委員会事業の時期を考慮し、数回に分割して振り込むことがある。
4. 委員会の事業収支予算書は、財政局長（専務理事）へ提出し、確認を受けること。
5. 委員会の事業収支計算書は、財政審査でのチェック、監事の監査を受けてから理事会の審議を受けなければならない。
6. 委員会で発行する領収書は、公益社団法人上越青年会議所の所定の様式のものを使用し、私製領収書は発行しない。
7. 委員会の会計幹事は、遅滞無く現金出納帳の記入をし、受領した領収書は、事業ごとにその都度整理すること。
8. 領収書は、失敗しても破り棄てず、切り離さないこと。
9. 事業収支予算書・事業収支計算書で使用する科目は別に定める。
10. 各委員会の請求書・領収書の宛先は公益社団法人上越青年会議所〇〇〇〇委員会と明記すること。
11. 委員会で開設した口座は、年間事業が全て終了した時点で解約し、通帳に残金を添えて財政局に提出しなければならない。
12. その他会計処理に関する疑問点は、財政局の指示のもと対処する。

(事業年度)

第7条 本会議所の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

第2章 会員及び会費

(会員の種類)

第8条 本会議所の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の「社員」とする。

(1) 正会員 上越市及びその周辺に居所又は勤務先を有する20歳以上40歳未満の品格ある青年で別に定める会員資格規程に基づき、理事会において入会を承認された者とする。ただし、正会員が事業年度中に40歳に達した場合、その事業年度終了までは正会員の資格を有する。

(2) 特別会員 40歳に達した年の年度末まで正会員であったもので、理事会で承認されたものを特別会員とする。

(3) 名誉会員 本会議所に功労のあったもので、総会で承認されたものを名誉会員とする。

(4) 賛助会員 本会議所の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人、法人又は団体で、理事会において入会を承認されたものは賛助会員となることができる。

2 40歳に達した当該年度に本会議所の役員であったものは、前項にかかわらず選任の事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結までを正会員とする。

3 特別会員、名誉会員、賛助会員は本会議所の会合に参加することができる。ただし、一切の議決権並びに被選挙権を有せず、かつ理事会の諮問がある場合に限り、本会議所の運営に関する意見を具申することができる。

(入会)

第9条 本会議所の正会員になろうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 このほか入会に関する事項は、規則に定める。

(会員の権利)

第10条 正会員は本定款に定めるもののほか本会議所の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

2 特別会員、名誉会員、賛助会員については別に定める。

(会員の義務)

第11条 本会議所の会員は、本定款その他の規則を遵守し本会議所の目的達成に必要な義務を負う。

2 正会員は、入会に際し、公益社団法人上越青年会議所入会規程において別に定める入会金を所定の期日までに納入しなければならない。

3 名誉会員を除く会員は、公益社団法人上越青年会議所会員資格規程において別に定める会費を所定の期日までに納入しなければならない。

4 その他会員の義務に関する事項は、総会において別に定める。

(休会)

第12条 休会を希望する会員は書面により申し出をし、理事会の審議承認を得なければならない。

2 復会は、本人の申し出による。

(退会)

第13条 本会議所の会員は、理事長に退会届を提出し、その年度の会費を納入したうえで任意に退会できる。

2 理事長は退会届を受理したときは、理事会にて報告する。

(除名)

第14条 本会議所の会員が次の各号の一に該当するときは、総会において、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上の決議によりこれを除名することができる。

- (1) 本会議所の目的遂行に反する行為のあるとき
- (2) 本会議所の秩序を乱す行為のあるとき
- (3) その他会員として適当でないと認められるとき

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に総会の1週間前までに理由を付して除名をする旨の通知をし、除名の決議を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。

3 除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第15条 前2条の場合のほか、本会議所の会員が、次の事由の一つに該当するときは、理事会の承認によりその資格を失う。

- (1) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣言を受けたとき
- (3) 会費納入の義務を履行しないとき

第3章 総会

(種類)

第16条 本会議所の総会は、通常総会、臨時総会の2種類とする。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会、毎年2月に開催する通常総会をもって同法上の定時社員総会とする。

(総会の構成)

第17条 本会議所の総会は、正会員をもって構成する。ただし、正会員以外の会員に対しても通知を送り出席を求めることができる。

2 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第18条 総会は次に掲げる事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬の額及びその規程
- (3) 定款の変更
- (4) 事業計画及び収支予算の決定並びに変更
- (5) 事業報告及び会計報告の承認
- (6) 本会議所の解散及び残余財産の処分方法
- (7) 次に掲げる規則の制定、変更及び廃止
 - イ) 役員選任の方法に関する規則
 - ロ) 会員資格に関する規則
 - ハ) 会費及び入会金に関する規則
- (8) 会員の除名
- (9) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受
- (10) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止

(11) 理事会において総会に付議した事項

(12) 前各号に定めるほか、法令に規定する事項及び本定款に定める事項

2 前項にかかわらず、第20条第4項の書面に記載した社員総会の目的である以外の事項は、決議することができない。

(開催)

第19条 通常総会は、毎年2月、9月及び12月に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事が必要と認め、理事会に招集の請求をしたとき。

(2) 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員から会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求が理事会にあったとき。

(招集)

第20条 総会は、前条第2項第2号の場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。

2 前条第2項第2号の場合を除き、総会を招集する場合、次にあげる事項の決定は理事会の決議によらなければならない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 総会の目的である事項があるときは、当該事項

(3) 総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨

(4) 総会に出席しない正会員が電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨

(5) 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

3 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を臨時総会の日として、臨時総会を招集しなければならない。

4 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は、電磁的方法により、開催日の1週間前までに正会員に通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面又は、電磁的方法により議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第21条 総会の議長は、出席正会員の中から理事長が指名する。ただし、第19条第2項第2号に基づき臨時総会を開催した場合には、出席正会員のうちからこれを選出する。

(総会の成立)

第22条 総会の定足数は、正会員の3分の2以上とする。ただし、休会中の会員は現在数及び定足数に算入しない。

(決議)

第23条 総会の決議は、一般社団・財団法人法第49条第2項に規定する事項及び本定款に特に規定するものを除き、総正会員の議決権の3分の2以上を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の事項は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議する。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第27条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面決議等)

第24条 正会員は、理事会で定めたときは、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合において、第22条及び第23条第1項の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

3 理事又は正会員が、総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会決議があったものとする。

(報告の省略)

第25条 理事が正会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第26条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した正会員の中から指名された議事録署名人2名が署名押印しなければならない。

第4章 役員及び顧問

(役員)

第27条 本会議所に次の役員を置く。理事長は一般社団・財団法人法上の「代表理事」とする。専務理事、副理事長は一般社団・財団法人法上の「業務を執行する理事」とする。また、理事長、専務理事、副理事長を除く他の理事も「業務を執行する理事」とすることができる。

(1) 理事長 1人

(2) 専務理事 1人

(3) 副理事長 2人以上5人以内

(4) 理事 20人以上40人以内（前各号の役員を含む）

(5) 監事 1人以上3人以内

(選任等)

第28条 理事及び監事は、正会員及び特別会員のうちから、総会においてこれを選任する。

2 理事長、専務理事、副理事長及び業務を執行する理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は本会議所の理事若しくは使用人を兼任することができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にあるものの合計数は、理事総数の3分の1を越えてはならない。監事についても同様とする。

5 他の同一団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互の密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を越えてはならない。監事も同様とする。

6 その他、役員を選任に関して必要な事項は、規則に定める。

(理事の職務及び権限)

第29条 理事は、理事会を構成し、本定款に定めるところにより本会議所の職務を執行する。

- 2 理事長は、本会議所を代表し業務を執行する。
- 3 専務理事は、副理事長を統括し、理事長を補佐することで本会議所の業務を執行する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐することで業務を執行する。
- 5 理事長、専務理事、副理事長及び業務を執行する理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。
- 6 理事長、専務理事、副理事長及び業務を執行する理事は、事業年度毎に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第30条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査すること。
- (2) 本会議所の業務及び財産の状況を監査すること。
- (3) 総会及び理事会に出席し意見を述べること。
- (4) 理事が不正行為をし、若しくはその行為をする恐れがあると認められる時、又は法令若しくは定款に反する事実若しくは著しく不当な事実があると認められるときは、これを総会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集することができる。
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認められるときは、その結果を総会に報告すること。
- (7) 理事が本会議所の目的の範囲外の行為、その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をする恐れがある場合において、その行為によって、本会議所に著しい損害が生じる恐れがあるときは、その理事に対しその行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第31条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結までとし、再任を妨げない。
- 3 理事又は監事は、第27条に定める定数に足りなくなるときには、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 4 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期が満了する時までとする。

(辞任及び解任)

第32条 役員は、いつでも辞任することができる。

- 2 役員は、いつでも総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

(直前理事長等)

第33条 本会議所に、直前理事長及び顧問（以下「直前理事長等」という。）を置くことができる。

- 2 直前理事長は、前任の理事長がこれにあたり、理事長経験を生かし、業務について必要な助言を行う。
- 3 顧問は理事会の決議によって選任する。
- 4 顧問は、理事長の諮問に答え、又は意見を述べることができる。
- 5 直前理事長等は理事会に出席し、意見を述べるができる。
- 6 直前理事長等の任期、辞任及び解任は第31条及び第32条の規定を準用する。

(報酬等)

第34条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。その額については、総会において別に定める役員等の報酬規程による。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める。

(取引の制限)

第35条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする、本会議所の事業に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする、本会議所との取引
 - (3) 本会議所がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者の間における本会議所とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
 - 3 前2項の取り扱いについては、第47条に定める理事会の規則によるものとする。

(責任の免除)

第36条 本会議所は、役員一般社員・財団法人法第111条第1項の賠償責任において、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 本会議所は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任限度額は金三十万円以上であらかじめ定められた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第5章 理事会

(構成)

第37条 本会議所に理事会を置く。

- 2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第38条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の各号の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (3) 前各号に定めるもののほか本会議所の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 理事長、専務理事、副理事長及び業務を執行する理事の選定及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備
- (6) 第36条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任の限定契約の締結

(種類及び開催)

第39条 理事会は通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は毎事業年度12回以上開催する。

3 臨時理事会は次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 第30条第1項第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招集)

第40条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集した場合を除く。

2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内の日を臨時理事会として、臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項記載した書面をもって、開催日の5日前までに各理事及び各監事に対し通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第41条 理事会の議長は、理事長若しくはその理事会において出席した理事のうちから理事長の指名した者がこれにあたる。

(定足数)

第42条 理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の半数以上の出席をもって成立する。

(決議)

第43条 理事会の議事は、本定款に別段に定めがあるもののほか、決議に加わることのできる理事の過半数をもって決する。ただし、可否同数の時は議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は理事として決議に加わることができない。

(決議の省略)

第44条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について決議に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第45条 理事若しくは監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合には、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第29条第6項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第46条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

3 第1項の議事録が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、法令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

(理事会規則)

第47条 理事会の運営に関して必要な事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 例会及び委員会

(例会)

第48条 本会議所は、毎月1回以上の例会を開く。

2 例会は、本会議所の事業を円滑に行うための情報交換及び学びの場とする。

3 例会の運営については、理事会の決議により定める。

4 例会の構成員は、正会員、特別会員、名誉会員及び賛助会員とする。

(委員会)

第49条 本会議所は、目的達成に必要な事項を調査、研究、審議し、又は実施するために委員会を置く。

2 委員会は、委員長、副委員長、幹事及び委員をもって構成する。

3 委員長は、正会員のうちから理事長が推薦し、理事会においてこれを選任する。

4 正会員は、理事長、専務理事、副理事長、監事及び直前理事長等を除き、原則として全員がいずれかの委員会に所属しなければならない。

第7章 基金

(基金の拠出)

第50条 本会議所は、会員又は第三者に対し、一般社団・財団法人法第131条に規定する基金を引き受ける者の募集をすることができるものとする。

(基金の取扱い)

第51条 基金の募集、割当て、払込み等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、総会の決議により定める基金管理規程によるものとする。

(基金拠出者の権利)

第52条 本会議所は、第68条による解散のときまで基金をその拠出者に返還しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず本会議所は、次条に定める基金の返還手続きにより、基金をその拠出者に返還できるものとする。

3 本会議所に対する基金の拠出者の権利については他人に譲渡並びに質入及び信託することはできないものとする。

(基金の返還の手続)

第53条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般社団・財団法人法第141条に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

2 基金の返還の手続きについては総会の決議により定めるものとする。

(代替基金の積立)

第54条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については取り崩しを行わないものとする。

第8章 財産及び会計

(財産)

第55条 本会議所の財産は、入会金・会費・寄付金品・事業に伴う収入、財産から生ずる収入その他の収入をもって構成する。

2 本会議所の経費は、財産をもってこれに充てる。

(財産の管理・運用)

第56条 本会議所の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第57条 本会議所の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由のため、予算が成立しない場合は、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じて総会までの収入及び支出をすることができる。

3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第58条 本会議所の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書（以下「計算書類等」という。）を作成し監事の監査を受け、理事会の承認を得たうえで、定時社員総会において承認を得るものとする。

2 本会議所は、第1項の定時社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより貸借対照表を公告するものとする。

3 本会議所は剰余金の分配は行わない。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け)

第59条 本会議所が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議を得なければならない

2 本会議所が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を得なければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第60条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度の当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第62条第1項第11号の書類に記載するものとする。

第9章 管理

(事務局)

第61条 本会議所の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には所要の職員を置くことができる。
- 3 重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第62条 主たる事務所に、定款その他諸規則及び会員名簿を備え置き一般の閲覧に供するとともに、次に掲げる帳簿及び書類を10年間備えておかなければならない。

- (1) 会員の異動に関する書類
 - (2) 理事、監事の名簿
 - (3) 認定、認可等及び登記に関する書類
 - (4) 定款に定める理事会及び総会の議事に関する書類
 - (5) 財産目録
 - (6) 役員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (7) 事業計画書及び収支予算書
 - (8) 事業報告書及び計算書類等
 - (9) 監査報告書
 - (10) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - (11) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類の閲覧については法令の定めるところとともに、第63条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報の公開)

第63条 本会議所は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第64条 本会議所は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

第65条 本会議所の公告は、電子公告による。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第66条 本定款は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により変更することができる。

(合併等)

第67条 本会議所は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第68条 本会議所は一般社団・財団法人法第148条1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第69条 本会議所が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合、(その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く)において、公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を、当該取消しの日又は合併の日から1ヶ月以内に、総会の決議を経て、本会議所と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第70条 本会議所が解散等により清算するとき有する残余財産は総会の決議により、本会議所と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(清算人)

第71条 本会議所の解散に際しては、清算人を総会において選任する。

(解散後の会費の徴収)

第72条 本会議所は、法令で定める場合を除き、解散後においても清算完了の日までは、総会の決議を経てその債務を弁済するために必要な限度内の会費を、解散の日現在の会員より徴収することができる。

第12章 補 則

(委任)

第73条 本定款に別に定めるもののほか、本会議所の運営に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附則

- 1 本定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会議所の最初の理事長は藤井浩幸、専務理事は保坂憲彦、副理事長は飛田剛一、中村茂雄、大谷和弘、田中一裕、とする。また、理事長、専務理事及び副理事長を除く業務を執行する理事は小島宏志、桑原秀樹、浦野学、市川裕光、磯谷史朗、竹越弘至、平林健恒、佐藤利彦、草間竜也、佐藤学、小山慶、仲山一也、重原稔、高橋慎太郎、中田大輔、峯岸広利、山田時代、小寺裕、大塚忍、飯吉弘晃、市村亮一、宮越拓矢、川原正嗣、新保哲也、石田剛史、新保敬義、小谷茂、竹田敏一、大島正寛、宮崎貴之、堀井崇寛、福田龍三、和栗千とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行った時は、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。